

## 病院・診療所の構造設備等の基準

### 1 病院・診療所の構造基準

項 目	要件等	
電気・光線・熱・蒸気・ガスに関する構造設備	危害防止上必要な方法を講じたもの	則16-1-1
病室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階または3階以上の階には設置しない</li> <li>・主要構造部を耐火構造とする場合、3階以上に設置できる</li> </ul>	則16-1-2
療養病床の1病室内病床数	4床以下	則16-1-2の2
病室の床面積（内法による測定）	1 病院の病室・診療所の療養病床に係る床面積 患者1人につき6.4㎡以上	則16-1-3-イ
	2 1以外の床面積（診療所の一般病床に係る床面積） <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者1人を入院させる病室6.3㎡以上</li> <li>・患者2人以上を入院させる病室患者1人4.3㎡以上</li> </ul>	則16-1-3-ロ
	3 小児だけを入院させる病室 1, 2に規定する病室の床面積の3分の2以上とすることができる。ただし、1病室の床面積は、6.3㎡以上とする	則16-1-4
機械換気設備	感染症病室・結核病室・病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院（診療所）の他の部分へ流入しない構造	則16-1-5
精神病室の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供</li> <li>・患者の保護のために必要な方法</li> </ul>	則16-1-6
感染症病室・結核病室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院（診療所）の他の部分や外部に対して感染予防のためのシャ断その他必要な方法</li> </ul>	則16-1-7
患者の使用する屋内の直通階段	1 （基本）第2階以上の階に病室を有する場合 2以上設置	則16-1-8
	2 患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の使用するエレベーターが設置されているもの</li> <li>・第2階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ50㎡以下のもの （主要構造部が耐火構造であるか、不燃材料で造られている建築物の場合100㎡以下のもの）</li> </ul>	
	3 構造（無床診療所・一般病床9床以下の有床診療所を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段及び踊場の幅 内法1.2m以上</li> <li>・けあげ0.2m以下、踏面0.24m以上</li> <li>・適当な手すりの設置</li> </ul>	
避難階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 第3階以上の階に病室を有する場合 2以上設置</li> <li>2 直通階段のうちの1又は2を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合 直通階段の数を避難階段の数に算入することができる</li> </ul>	則16-1-10
患者が使用する廊下の幅（内法による測定）	1 精神病床・療養病床に係る病室に隣接する場合 1.8m以上（両側に居室がある場合2.7m以上）	則16-1-10-イ
	2 病院で1以外の場合 1.8m以上（両側に居室がある場合2.1m以上）	則16-1-10-ロ
	3 診療所（無床診療所・一般病床9床以下の有床診療所を除く。）で1以外の場合 1.2m以上（両側に居室がある場合1.6m以上）	則16-1-10-ハ 則16-1
感染症病床・結核病床を有する病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 病院 消毒施設、必要な消毒設備</li> <li>2 診療所 必要な消毒設備</li> </ul>	則16-1-12
歯科技工室	防塵設備その他の必要な設備	則16-1-13
調剤所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採光及び換気を十分にし、清潔を保つ</li> <li>・冷暗所の設置</li> <li>・感量10mgのてんびん、500mgの上皿てんびん、その他調剤に必要な器具の設置</li> </ul>	則16-1-14
火気を使用する場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火上必要な設備の設置</li> </ul>	則16-1-15
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火用の機械又は器具を備えること</li> </ul>	則16-1-16
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のほか病院（診療所）の構造</li> </ul>	則16-2

## 2 病院の施設基準等

項 目		要件等	
施設 及 び 記 録	各科専門の診察室	同一の診察室の使用 1人の医師が同時に2以上の診療科の診療に当たる場合その他特別の事情がある場合	則20-1-1
	手術室	1 手術室を有する必要がある病院 ・診療科名中に外科, 整形外科, 形成外科, 美容外科, 脳神経外科, 呼吸器外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 産科, 婦人科, 眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院 ・歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院	則20-1-2
		2 設置要件 ・なるべく準備室を附設し, じんあいの入らないようにして, 手術室の内壁全部を不浸透質のもので覆われていること ・適当な暖房及び照明の設備 ・清潔な手洗いの設備を附属して設置	則20-1-3
	処置室	・なるべく診療科ごとに設置する ・兼用は次の場合 ①2以上の診療科で兼用, ②診療室と兼用	則20-1-4
	臨床検査施設	・喀痰, 血液, 尿, ふん便等について通常行われる臨床検査のできるもの ・検体検査の業務を委託する場合は, 設置しないことができる	則20-1-5
	エックス線装置	1 装置を有する必要がある病院 ・内科, 心療内科, リウマチ科, 小児科, 外科, 整形外科, 形成外科, 美容外科, 脳神経外科, 呼吸器外科, 心臓血管外科, 小児外科, 泌尿器科, リハビリテーション科, 放射線科の一を有する病院 2 歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院	則20-1-7
	給食施設	・入院患者のすべてに給食することのできる施設 ・調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水又は清掃に便利な構造 ・食器の消毒設備を設置する ・調理業務又は洗浄業務を委託する場合, 当該業務に係る設備を設けないことができる	則20-1-8
			則20-1-9
	診療に関する諸記録	・過去2年間の病院日誌, 各科診療日誌, 処方せん, 手術記録, 看護記録, 検査所見記録, エックス線写真, 入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書 ※保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条では, 完結の日から3年間ただし, 診療録は5年間	則20-1-10 法24
	分べん室及び新生児の入浴施設	・診療科名中に産婦人科, 産科を有する病院	法21-1-10
療養病床を有する病院の機能訓練室	・内法による測定で40㎡以上の床面積 ・必要な機械及び器具	則20-1-11	
施設 基 準	消毒施設・洗濯施設	・蒸気, ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服, 寝具等の消毒を行うことができるもの ※繊維製品の滅菌消毒の業務, 寝具類の洗濯の業務を委託する場合, 業務に係る設備を除く	則21-1-1
	療養病床を有する病院の談話室・食堂・浴室	・談話室: 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ	則21-1-2
		・食 堂: 内法による測定で, 療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さ	則21-1-3
		・浴 室: 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	則21-1-4

項 目		要件等	
従 業 者 員 数 の 基 準	医師	1 療養病床を有する病院で、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が50/100を超えるもの 【療養病床・精神病床の入院患者数÷3+療養病床・精神病床以外の入院患者数+外来患者数÷2.5（精神科・耳鼻咽喉科・眼科は5）-36】 ÷16+2 2 1以外のもの 【療養病床・精神病床の入院患者数÷3+療養病床・精神病床以外の入院患者数+外来患者数÷2.5（精神科・耳鼻咽喉科・眼科は5）-52】 ÷16+3	則49  則19-1-1
	薬剤師	【療養病床・精神病床の入院患者数÷150+療養病床・精神病床以外の入院患者数÷70+外来患者に係る取扱取扱処方箋数÷75】	則19-2-1
	看護師・准看護師	【療養病床・精神病床・結核病床の入院患者数÷4+療養病床・精神病床・結核病床以外の入院患者数÷3】+【外来患者数÷30】	則19-2-2
	看護補助者	【療養病床の入院患者数÷4】	則19-2-3
	栄養士	病床数100床以上の病院 … 1	則19-2-4
	診療放射線技師・事務員その他の従業者	病院の実情に応じた適当数	則19-3-1
	理学療法士・作業療法士	療養病床を有する病院は、病院の実情に応じた適当数	則19-3-2

※ 患者数は、1日平均の入院又は外来患者数（患者延べ数を暦日又は案外来診療日数で除し、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで）

※ 各計算過程においては、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを使用し、【 】内は小数点第1位を切り上げ整数とする。ただし、医師の必要数は、端数が生じる場合はそのまま算定する。

※ 入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数 … 前年度の平均値  
新規開設、再開の場合 … 推定数

### 3 療養病床を有する診療所の施設基準等

項 目		要件等	
施 設 基 準	機能訓練室	・機能訓練を行うための十分な広さ ・必要な機械・器具	則21の3
	談話室・食堂・浴室	・談話室：療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さ	則21-1-2
		・食 堂：内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さ	則21-1-3
		・浴 室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	則21-1-4
従 業 者 員 数 の 基 準	医師	1	則21の2-1
	看護師・准看護師	【療養病床の入院患者数÷4】	則21の2-2-1
	看護補助者	【療養病床の入院患者数÷4】	則21の2-2-2
	事務員その他の従業者	診療所の実情に応じた適当数	則21の2-3

※ 患者数は、1日平均の入院患者数（患者延べ数を暦日又は案外来診療日数で除し、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで）

※ 各計算過程においては、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを使用し、【 】内は小数点第1位を切り上げ整数とする。

※ 入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数 … 前年度の平均値  
新規開設、再開の場合 … 推定数